

# 山梨県公報

第二千六百八十三号

平成二十九年

三月二十七日

月 曜 日

## 目次

○山梨県土地利用基本計画の変更	一七九
○指定代理納付者の指定	一七九
○救急病院等の認定	一七九
○道路の区域変更(三件)	一八〇
○道路の供用開始(四件)	一八〇
○道路の供用廃止	一八一
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	一八一
○公共測量の終了	一八一
正 誤	一八一
○平成二十九年三月二日付第二千六百七十七号中	一八一

## 告 示

### 山梨県告示第八十号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県総合政策部地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更
- 二 変更内容 計画図の変更

- 1 甲府市における森林地域の縮小
- 2 山梨市における森林地域の縮小
- 3 韮崎市における森林地域の縮小

- 4 北杜市における森林地域の縮小
- 5 上野原市における森林地域の縮小
- 6 甲州市における森林地域の拡大

### 山梨県告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
- 1 MasterCard
- 2 VISA
- 3 JCB
- 4 American Express
- 5 ダイナース
- 四 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

### 山梨県告示第八十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限 平成三十二年三月二十四日

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山竹森竹森川右岸堤防敷地先から 甲州市塩山竹森字橋爪二九四八番一地先ま で	五・五 七・二	一一・〇 二六・〇	六九・二	六七・七

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笹子停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市笹子町黒野田字押出一三五九番一 地先から 大月市笹子町黒野田字安成官有無番地先ま で	五・六 一六・一	五・六 一四八・九	一三一・〇	一四八・九

一六・一

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市鹿留字はあす二九四九番一 地先から 都留市鹿留字新井上一〇〇八番二 地先まで	一一・二 三五・八	一一・二 三六・四	一七七・一	一七七・一

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字橋爪二八三三番一 地先から 甲州市塩山竹森字橋爪二八二二番一 地先まで	七三・〇	平成二十九年三月二十七日

山梨県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町下芦川字地 蔵堂四二番地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地 蔵堂五〇番一地先まで		六〇・〇	平成二十九年三月二十七日

### 山梨県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	笹子停車場線	大月市笹子町黒野田字押出一三 五九番一地先から 大月市笹子町黒野田字安成官有 無番地先まで		一四八・九	平成二十九年三月二十七日

### 山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	大野夏狩線	都留市鹿留字はあす二九四九番 二地先から 都留市鹿留字新井九九六番一地 先まで		二三六・九	平成二十九年三月二十七日

### 山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用廃止の期日
県道	折門古関線	南巨摩郡身延町根子字山伏屋敷 三五七六番一地先から 南巨摩郡身延町根子字馬門三三 七一番一地先まで		一四八・二	平成二十九年三月二十七日

## 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 パロー国玉店・クスリのサンロード国玉店
  - 2 所在地 山梨県甲府市国玉町字久保田九百四十番二外
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 新設
  - 2 公告日 平成二十八年十一月七日

三 意見の概要

1 混雑時における警備員等の配置

2 騒音対策の実施

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年四月二十七日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量（数値地形図作成））

二 測量の地域 斐崎市の一部

三 測量の期間 平成二十八年十一月四日から平成二十九年二月二十七日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十九年三月二日（第千六百七十七号）公布山梨県告示第四十号（保安林の指定施業要件の変更予定告示）

五九	下	六	土地の流出の防備	土砂の流出の防備
----	---	---	----------	----------